

地籍調査を始めましょう！

地籍調査とは？

地籍調査とは、土地の基本調査です。人には「戸籍」があるように土地には「地籍」があります。地籍とは、一筆ごとの土地に関する所有者・地番・地目・地積・筆界等の記録のことをいいます。この調査は国土調査法に基づき市町村等が一筆ごとの土地について地番・地目の調査並びに境界及び地積に関する測量を行い、その結果を地図（地籍図）及び帳簿（地籍簿）で表し、土地の正しい位置・地形・地番・面積・所有者ならびに筆界を明らかにする調査です。

これらの成果（地籍図・地籍簿）は法務局に送付され、登記所備え付けの地図や登記簿が書き改められることとなります。この事業に要する経費は、国・県及び町で分担しますので、個人による負担はありません。

地籍調査はなぜ必要か？

現在の地図（公図）の一部は、明治時代の初期に地租（税金）徴収を

主な目的に作成されたもので、土地の境界が不明確であったり、当時の測量技術や機械等も未熟であったため、実際の土地に比べ位置・形状等が違ったり、縮尺も不明な為、土地の実態を正確に把握することができず完全な資料としては期待できません。このような状況を改善して、正確な土地の記録（地籍）並びに近代的測量による現地復元能力のある地図を整備しようというものです。

地籍調査のメリットは？

- 1 境界などの土地に関する権利が明確となります。
- 2 登記簿の記載事項の修正、整理ができます。
- 3 現地と図面が一致しているため、安全な土地取引ができ、分合筆が容易になります。
- 4 現地で境界が不明になっても、地籍図は復元能力があり、正確に境界を現地に復元することができます。
- 5 地籍図は精度の高い地図として

て、公共事業、土地改良事業などの円滑な実施ができます。

- 6 土砂崩れ、水害等の災害がおきても、現地復元が可能であり、復旧工事が円滑にできます。

- 7 土地の所在・地目・地積・所有者等が明確となり、固定資産税等の税金の公平化につながります。

- 8 地籍調査の成果を基礎データとして土地利用計画等さまざまな行政資料として利用することができます。

- 9 個人で測量や登記等を依頼すると高額な費用負担が発生しますが、地籍調査は測量費用等の※個人による負担はありません。

地籍調査を始めるには

地籍調査は個人の申請に基づき実施していくものではありません。地区ごとに計画を立て、調査を進めていきますので、自治会単位で意見をまとめて要望してください。

※詳しくは地域整備課まで

☎ 73-11566